

報學大學專

號十五百第
月六年二十和昭



行發局報學學大西關

法學博士
佐々
穆著

新刊

全國國際私法撮要

菊判上製
三〇〇頁

著者は人も知る斯法の權威である。今、本書は此の著者が、舊著「國際私法撮要」の完璧を期して、久しう括据の未成される増補全訂版であつて、特に著者の意を用ひられたるは、單に各規定の説述に止らず、更に進んで各規定の立法理由即ち法の精神乃至は法の目的を闡明することに努め、從つて國際私法上準據法發見の標準を國際私法の有する法目的に置きたる點である。所謂目的論的説述が本書を一貫して看取せらるゝ一大特色である。亦、新手形法及び新小切手法の定むる抵觸規定の解説をもつて新しき意味の國際手形法と爲したる點も、本書の全訂版たる理由の一に數へられる。而も本書の主たる目的が、國際私法講義用の教科書たることに存するを以て、國際私法の要領を容易に把握せしめる爲、全體の説述が簡明的確に運ばれてゐることはいふまでもない。學生は固より、斯法研究家に好適の書である。

本書は一九二九年ニューヨーク開催の第三回國際會計會議に参加した著者の報告書再版に若干の關係論文を併録したものである。即ち第三回會議に對してはその模様を詳細に傳へるのである。第一、第二及び第四會議に關しても夫々概括的説明を加へ、更に一九三〇年ゼネバに開催の國際豫算統制會議への參加報告書をも收錄、獨占制下の國際的會計諸問題を提示してゐる。この種文献の極めて乏しき折柄、我が學界を裨益するところ缺くないであらう。

前學大央中臺河駿京東
番八三二一八京東替振
番八二二二田神話電

院書同大

大阪北區梅田新道番號

目 次

- 私の教育方針……神戸正雄（一）
夫の貞操……木村健助（三）
美術雑筆……田邊信太郎（七）
學内報……（九）
學長就任認可——臨時協議員會——高等試験
特別講義——森久保大佐講演——豊岡講師逝
去——がくほう抄
- 校友……（十）
大連支那——朝鮮文部——雄叫俱樂部——大三
會——動靜——移動
- 關大スポーツ……（十三）
陸上——野球——相撲——庭球——ホッケー——蹴
球——水泳——馬術——籠球——劍道——柔道——射
擊——自動車——航空——卓球
- 學生……（十四）
基督教會——基督教會——基督教青年會——佛
教青年會——東亞研究會——商業研究會——辯
論部——奈良縣人會——俳句部——專一新人生
歡迎會——專二六甲紀行——豫科修學旅行記
- 學會消息……（十五）
哲學會——千里山法律學會
學報佛壇……（十六）

私 の 教 育 方 针

學長
法學博士 神 戸 正 雄

私は本誌の四月號に、「學長就任に際して」と題して、私の教育方針を示したのであるが、今重ねて其趣旨を述べて、私の態度を明にする。

私は先づ教育勅語の御趣旨を尊重することを明かにして置く。我國の有らゆる教育機關に於て、此御趣旨を遵守しなければならぬ。私は飽迄も此に従つて本學に於ける教育に當らんとするものである。

教育といふときには、智育、體育、德育の三つがあり、そして此三つのものの均衡を望ましとするが、強いて其の何れを重しとするかといへば、私は明かに答ふる、其は德育である。此德育こそは、教育の根本である。人は如何に身體が丈夫であつても、如何に智識が博くあつても、德育が備はらぬやうでは最も卑しむべきものとしなければならぬ。私は我大學の全員が神性を發するに最大の努力を致し、本學の特徴の此に存するやうになるのを期するものである。

智育については、詰込主義、記憶主義、點取主義を排斥する。實力養成主義、理解力、思索力、判断力、應用力を養はんことを期するものである。體育については、本學に歴史的に發達したる學友會の各運動部が圓滿に成育するのを希望するものであるが、其選手たるゝ一般學生もが各其體力と境遇とに相當したる運動を怠らず、廣く凡ての學生の體位の向上せんことを期するものである。德育については、いふまでもなく學生諸君の人格の完成を期し、此點については、私自ら、そして全き教員諸君と心を協せて、身を以て學生諸君の人格向上の爲めに盡したい。

私とても未だ人格を完成して居らぬ。唯々、不斷の努力によりて少しでも人格を良くしようと心掛けて居るのである。此不斷の努力を爲すことによりて、何時かは所期のものを達成し得るであらうと思ふ。

そして此人格を完成する爲めに先づ心掛けなければならず、其の中心となり大黒柱となるものは、各自の勤務に懸命の努力をするといふ事であります。學生としては、學習に奮闘努力する。出でて政治家となり行政官とな

り司法官となり會社員となり其他如何なる業務に就くとしても、其々の地位に於て一生懸命に其仕事を爲し、全力を盡すといふことが大切である。かくして人々が其仕事に自らを没入するときに、自分と仕事を含めさせたときに、其時に人格は没却されずして却つて、發展して來るのである。人は此努力を爲すが爲めには勇氣もなければならぬ。忍耐もなければならぬ。細心の注意と同時に大膽の振舞もしなければならぬ。人が努力をしても時利あらずして酬ふられぬといふこともある。其になつても失望落膽しないだけの覺悟もなければならぬ。往々にして努力せずして成功する幸運兒もあるが、其は決して羨むには當らず、人は此の如きものなるのを待つて居てはならぬ。彼は其の爲すべき務を十二分に爲して其成否を問はざるの氣持を有たなければならぬ。報酬や結果の爲めに努力せず、唯だ其の爲すべきものなるが故に爲すといふことで、仕事に努力しなければならない。

そして此努力に附帶して、私は更に正直と奉公と工夫との三のものを併せ備へることが望ましいと思ひます。ただ努力ばかりしても、工夫を據らし、創意を加へなければ、其努力の効果の學らぬといふことになる。折角の努力も無駄骨折となる。常に仕事に當りて、何か工夫し、應用し、改良するといふ態度を以てしなければならぬ。此に私がさきに智育にて擧げた思索力、應用力の養成と結付いて其果實を產出することが出来る。それから其の工夫の結付いた努力とともに、其に正直、誠實、正義といふことを備へず、虚偽の分子が籠つて居るやうでは、其は社會の信用を收めることは出來ず、一時、又一部の者を信用さしても、永續することが出來ない。永遠に生きる爲めには正直といふものが肝要である。不正直とか虚偽とかは啻に社會から信用を保つのに支障となるのみではなく、全く、自分自らの良心の責責を受くることにもならなければならぬ。更らに人は其努力を爲すにつき、其をば自分だけの爲めに行はず、公共の爲めに、國家の爲めに行ふといふ、奉公の心掛を以てしなければならぬ。人は本能的には自己の爲め、利己心

に動かされて働くのであるが、其が恰かも公共の利益と一致する限りは其も差支ないのであるが、其が公益に反するときは、公益の爲めには喜んで利己を犠牲とする最高團體たる國家の爲めには、特に我等日本國民にとりては何よりも大切な日本國家の爲めには、我等の有つ凡てのものを獻けるといふ氣持を有つやうにならなければならない。

私の期する所の人格とは、正直で、國家公共に對する奉公の心に充たされ、工夫思案力を豊かに備へて、一生懸命に其勤務に努力する性格を備へるにある。此れだけの資格を備へることが出來たら、社會からは尊敬せられ、歡迎せられることが請合である。私は本學の學生諸君が此點に留意せられて、常に修養を怠らず、以て本學の名聲と信用とを高められんことを望んで已まない。

本學は私立の大學である。其經營は決して官學に比して豊かではない。隨つて設備に於て官學と競争することは出來ない。物的設備に於ては到底、彼には及ばない。けれども今、私が其局に就いて考ふるのでは、此物的設備に於て及ばないものを、人的精神的充實によりて補ふことは出來ると確信する。官學は實に外見完備して居るやうであつても、其精神的狀態に於ては確かに緩みがある。彼等は依頼心が強い。ただ從來の墮勢によりて世間から受けた居る信用のみに依頼して生きて居るのである。活力に乏しいのである。沈滯して居るのである。我々私學に在る者は益々奮闘しなければならぬのであり、依頼などは持つて居らない。自主自立であり、又それでなければならぬ。我々私學に在る者は沈滯しては居られない。益々自主的に積極的に活躍し進出しなければならない。私の諸君に勧める所の努力第一主義、是こそは私學たる我等の魂でなければならない。

私は一老年者ではあるが、まだ顧みて諸君の如き若人と伍するだけの氣力を有つ。今後の餘生をば、諸君の爲めに獻げて、此努力主義を徹底して、私學をして益々重きを成さしめるやうにしたいと思ふ。

夫の貞操操

一特に民法上から見た夫の貞操義務違反について

教授 木村健助

今から十數年前のことである。大分縣の或る地方でのこと。矢田熊吉（「假名、以下すべて人名は假名を用ふ」といふ者があつた。熊吉は矢田といふ家の嫡養子であつて、矢田一家は、熊吉とその妻すゞ、夫婦の仲に十五歳を頭に三人の子供、養母（妻すゞの母）くめの六人家内であつた。その熊吉が家出をしてしまつた。

家出をした熊吉は、その後近村の田邊きようといふ者の家に下男として雇はれたが、矢田の方へは無論便りもしなかつた。下男奉公をしてゐる間に、女主人きよの氣に入つて、遂に事實上の入夫となり、引續き田邊方に同棲することになつた。矢田の方ではこれを知り、家に歸つて妻子を養つてくれるよう再々頼んだが熊吉は聞き入れない。そこで養母のくめが加藤龜喜なる者に相談した。何分熊吉が自宅を頼みないため子供の養育費にも困るから、相當の金を出して貰ふよう交渉してくれ、と加藤は依頼を受けた。そこで加藤はくめを同伴して田邊方に赴き田邊きようと熊吉の兩人に對し、兩人が同棲してゐるのは姦通罪を構成し、二年以上五年以下の懲役に處せられるから告訴をする、しかし相當の出金をするなら告訴を見合はせよう、と言つて談じこんだ。その結果、田邊きよは熊吉と妻子の手切金といふ名儀で現金百圓、その外に田邊きよと矢田熊吉の連帶で、子供の養育費として毎月九圓づゝ五ヶ年間支拂ふといふ契約書を書いて、くめに渡した。これでこの問題は当事者間では一旦落着した。ところが、これがためにその後加藤龜喜は恐喝罪として訴追を受けることになつた。恐喝被告事件として第一審の區裁判所で有罪判決の言渡しがあつた。被告人は控訴した。が第二審の大

分地方裁判所でも同じく有罪、懲役八ヶ月といふ刑の宣告を受けた。その判決では一被害者田邊きよが矢田すゞノ夫熊吉ト…關係アリタリトスルモ我國現行法ノ下ニ於テハ男子ノ姦通罪ヲ認メズ。從ツテ男子ニ貞操義務ヲ認メザル法ノ精神、並ニ我國現時ノ社會狀態ヨリ論究スルトキハ、我民法ノ解釋上妻ハ夫ニ對シ貞操ヲ強要スル權利アリト認ムルヲ得ザルヲ以テ田邊きよハ矢田すゞノ權利ヲ侵害シタリト謂フコトヲ得ズ。又重大ナル侮辱ヲ加ヘタリトシテ慰藉料其他損害賠償請求權アリト解スルヲ得ズ。然レバ即チ本件田邊きよニ對シ施用シタル恐喝手段ヲ以テ權利ノ實行爲ニ屬モノト爲スヲ得ザルガ故ニ…云々」と言つてゐる。

このやうに法律上は男子に貞操義務を認めないと考へ方は、この裁判所のみの獨斷的のものではなく、從来は一般的なものであつた。貞操に関する法律の規定をば、夫の場合と妻の場合とを比較して見ると、妻の場合には貞操を守らずに夫以外の男子と—いかなる男子とでも—關係ができるときは姦通となる。従つて刑法上は姦通を構成するし、民法上は離婚原因となる。しかし夫の場合には妻以來の女子との間に貞操違反の關係ができるても、その女子が「有夫ノ婦」でなければ姦通罪にならないし、また直接離婚原因となることもない。かやうに刑法上も民法上も、妻の貞操違反と夫の貞操違反とは全く結果が異つてゐるが、その結果に輕重があるからと言つて、根本たる貞操の義務にも—右の判決の言つてゐるやうに—甲乙があると言へるだらうか。妻の側の男性關係はすべて貞操義務違反であるが、夫の側の女性關係は必ずしも貞操義務違反ではない、と言へるだらうか。

一
大分の恐喝被告事件の被告人加藤は、第二審の判決に服せず大審院に上告した。辯護人の上告趣意書によると—趣意書は甚だしく難解なものであるが—夫の権利は夫權、妻の権利は妻權であると言ひ、夫權妻權の内容は異體同心權・合契權・

相愛權・同居權などであると論じ、右の諸権利の性質を婚姻の心靈的現象を以て説明してある。この妻權論は少しどうかと思ふが、趣意書の結局主張する點は、熊苦ときようとは共同して正妻すゞの權利を侵害し、重大なる侮辱を加へて精神的苦痛を與へ、その子三人に對しては扶養の權利を侵害したのであるから、すゞ母子は共同不法行為者たる熊苦ときようの兩人に對して慰藉料・扶養料の請求をなし得る。請求權の實行に當つて多少不法の手段を用ひたとしても、それは權利實行上の必要に出でたものである。第二審の判決が何らの請求權もないと判決してゐるのは間違つてゐる、といふのである。

これに對して大審院は何と答へたか。「婚姻ハ夫婦ノ共同生活ヲ目的トスルモノナレバ配偶者ハ互ニ協力シテ其ノ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ保持セザルベカラズ。然リ而シテ夫婦ガ相互ニ誠實ヲ守ルコトハ其ノ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ保ツノ必要條件ナルヲ以テ、配偶者ハ婚姻契約ニ因リ互ニ誠實ヲ守ル義務ヲ負フモノト云フ可ク、配偶者ノ一方ガ不誠實ナル行動ヲ爲シ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ害スルハ即チ婚姻契約ニ因リテ負擔シタル義務ニ違背スルモノニシテ他方ノ權利ヲ侵害スルモノト云ハザルベカラズ。換言スレバ婦ハ夫ニ對シ貞操ヲ守ル義務アルハ勿論、夫モ亦婦ニ對シ其義務ヲ有セザルベカラズ。民法……ハ夫ノ姦通ヲ以テ婦ニ對スル離婚ノ原因ト爲サズ、刑法……モ亦男子ノ姦通ヲ處罰セズト雖是主トシテ古來ノ因襲ニ胚胎特殊ノ立法政策ニ屬スル規定ニシテ、之アルガ爲メニ婦ガ民法上夫ニ對シ貞操義務ヲ要求スルノ妨トナラザルナリ。……然ルニ原判決ハ矢田すゞハ其ノ夫矢田熊苦ニ對シ貞操義務ヲ強要スル權利ナキモノト説示シタルハ、夫ノ貞操義務ニ關シ其ノ解釋ヲ誤リタルモノト云ハザルベカラズ」と論斷した。大審院は本件について自ら事實審理をした上で、この論據に基づき矢田すゞ母子の慰藉料・養育料の請求權を認め、「隨ツテ被告人ガ、田邊きようヲシテ慰藉料ノ支拂ヲ爲サシメ、且矢田熊苦及ビ田邊きようノ兩名ヲシテ……契約ヲ爲サシメ之ヲシテ其證書ヲ交付セシムルガ爲ニ施用シタル手段ガ不當ニシテ

右兩名ガ畏怖ノ結果其慰藉料及ビ契約證書ヲ交付スルニ至リタルモノトスルモ、被告人ノ所爲ヲ以テ恐喝罪ナリトシテ之ヲ問擬スルコトヲ得ザルモノトス」といふ理由で無罪の宣告をした、これが「男子貞操義務判決」と稱せられる劃期的な判決である。

三

夫婦間の貞操義務の違反に對しては、刑法上民法上の制裁にこそ寛緩はある、貞操義務そのものにはもともと差異はない、といふことが大審院の判決によつて示された。刑法上のこととは今は別問題とし、民法上ののみについて、貞操義務の違反を考へてみよう。貞操義務違反は夫と妻とについて全く異つた結果を生ずるといふが果してさうであらうか。民法の條文だけ見れば、妻の側の性關係の場合には、第八一三條第二號の規定により「妻ガ姦通ヲ爲シタルトキ」に當るから夫から離婚の訴を起すことができる。夫の方はといふと、同條第三號により「夫ガ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ」でなければ妻から離婚の訴を起すことができぬ。姦淫罪といへば餘程惡性の行爲である。單に夫が獨身の女子との間に合意で性關係ができたやうな場合は勿論その中に入らない。従つて離婚の訴は起すことができぬ。これだけの規定を比較してみると、なる程夫と妻との間には貞操について明らかに差等がつけられてゐる。甚だ片手落ちな譯である。だから從來婦人運動などの方面からは、この點が攻撃の焦點になつてゐたのも道理であつて、フェミニストでなくともこの差別待遇は見逃がせまいと思ふ。そこで大審院も亦卒直にこれを「古來ノ因襲ニ胚胎特殊ノ立法政策ニ屬スル規定」であると言つた。しかし因襲的規定でも、これある以上、夫婦の貞操違反に對しては一應は取扱ひを異にせねばならぬことになる。だが右の規定に觸れなければ、夫の貞操違反は全然不問に附せられるだらうか。

大審院をはじめ諸裁判所の判例は、かなり久しい以前から離婚原因に關する他の條文の解釋によつて、貞操違反の效果の衡平運動をしつづけてゐる。右の二つ

の條文では何とも溝を埋める譯にはいかぬが、ここに同じ第八一三條の第五號に

「配偶者ヨリ同居ニ堪ヘザル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ」離婚の訴を起し得るといふ規定がある。そこで夫の女性關係は多くは妻にとつて「重大ナル侮辱」であるから、この規定を柄にとつて、貞操を守らぬ夫に抗議させようといふのである。だが夫の貞操違反は、いかなる場合でも、いかなる程度のものでも妻に對する「重大ナル侮辱」となるだらうか。ここが甚だ微妙なところである。

先づずつと古く、民法の施行された當時は、この點はいかに判斷されたかといふと、明治三十五年に大阪地方裁判所の判決が言つてゐる。「吾邦古來ノ慣習上夫が私カニ他女ト通ジタレバトテ直チニ其妻ヲ侮辱シタルモノト認ムルヲ得ズ」と。この意見は恐らく當時の代表的のものと言つて差しつかへなからう。當時において、妻への「重大ナル侮辱」となり得る夫の貞操違反は、無論偶發的貞操違反位では不十分であつた。妻關係のやうな繼續的貞操違反でもまだ不十分で、いはゆる加重的貞操違反とでもいふべき極めて惡性の行爲である場合、又は義務違反が甚だしく重複してゐるやうな場合でなければ「重大ナル侮辱」にならなかつた。例へば「先妻ヲ公然……同居セシメテ之ト共ニ生活シ且ツ虚無ノ事實ヲ構ヘテ妻ヲ姦通セリトテ告訴ヲ爲シタル」場合とか（明治四十一年東京地方裁判所判決）或は夫が妻と結婚後尚ほ先妻と關係を繼續し「且ツ更ニ藝妓ヲ落籍シテ同棲」した場合などである（明治四十三年大阪地方法院判決）。こんな例もある。神奈川縣の或る田舎でのこと、婚姻後五年程たつた夫が近くの町の遊廓に頻々と登樓——「僅々百數十日（百三十六日間）ニ登樓シタルコト七十五回ニ達シ」その後娼妓を請出し同棲した。裁判所はこの所爲を以て「甚シク妻ヲ侮蔑シ妻ヲシテ被告ト婚姻關係ヲ持續スル觀念ヲ杜絶セシムルニ充分ニシテ法律ニ所謂重大ナル侮辱ニ相當ス」と判決してゐる（明治四十二年蘇州方裁判所判決）。その他ここに引例を憚かるやうな極端なものばかりが夥しく取り扱はれてゐる。つまりこの時代にまだ判例の衝撃運動が現はれてゐないやうである。

四

その後大正年間に入ると、例へば「正妻アルニ拘ハラズ他ニ女ヲ蓄ヘ妻トシテ遇シ之ト同棲スルガ如キ」（大正元年東京地方裁判所判決）、「夫ガ他ノ婦人ヲ内縁ノ妻トシテ迎ヘ同棲スルガ如キ」（大正六年東京地方法院判決）、「夫ガ其妻ヲ顧ズシテ他ノ女ト内縁ノ契ヲ結ビ之ト同棲スル行爲」（大正七年大審院判決）、「夫ガ七八年前ヨリ繼續シテ……

他ノ女ト内縁ノ契ヲ結ビテ同棲シ……妻ト同棲セザルコト」（大正十年東京地方法院判決）

「妻アル者ガ之ト同棲スルコトナク他ノ婦人ト事實上ノ夫婦關係ヲ結ビ該婦女ヲシテ子女ヲ分娩セシムルガ如キ」（大正十二年東京地方法院判決）、妻關係が一用語は必ずしも一定してゐないが、多くとりあげられて、すべて妻に對する重大侮辱だとされてゐる。しかし、まだ蓄妻且つ同棲といふやうな場合だけを重大侮辱としてゐる。これが更に進んで近年になると、例へば「婚姻の存續中夫ガ妻以外ノモノヲ所謂妻ト爲シ私通關係ヲ繼續」するところの單なる妻關係をば、重大侮辱に該當すると考へるやうになつて來た（大正十五年大阪地方法院判決）。大審院の判決も、例へば妻が最初貞操違反をして所在を晦ましたので夫が他の女と同棲することになつた場合でも、妻に對する重大侮辱であるとして尤もこの場合は夫婦いづれの側にも重大侮辱となるが、「他ノ女トノ同棲が生活上必要」ムヲ得ザルニ出デタルモノ」でも斟酌しないと言つてゐる（昭和四年大審院判決）。また例へば「夫が正妻アルニ拘ラズ假令暫時ノ別居中ニモセヨ藝妓ト其ノ身請ヲ約シ之ヲ引入れテ同棲」するが如きも重大侮辱だとしてゐる（昭和七年大審院判決）。妻は前身が娼妓であつたから、夫としては雇人を妻として同棲しても「日本古來ノ道徳觀」に反しないと抗辯した男がある。しかし判決は「婚姻前ニ於ケル妻ノ身分職業ノ如何ヲ問ハズ妻ヲ蓄ヘテ之ト同棲シ其ノ衣食ノ資ヲモ顧ミガルガ如キハ淳風美俗ヲ尚ブ我國古來ノ道徳觀念ニ悖ルコト甚シキモノ」だと叱つてゐる（昭和十二年東京地方法院判決）。

もう一つここに擧げ得るやうな程度の例を記してみよう。中國の或る都會での

こと。十年餘り連れ添ひ子供も一人ある夫婦があつた。夫はその年の二月頃からその町にある「カフェエーヨカロー」といふのへ通ひ初め、そこの或る女給と懇意になつた。毎晩のやうに出かけるので、七月末の或る晩妻がそのカフェーの近くまで行つてみると、夫がその女給と連れだつて歩いて來るので出會つた。妻は直ちに夫を自宅へ連れ歸り、喧嘩をはじめ、夫の顔面を搔きむしり、殴打するなど一騒動あつて、妻は實家に歸つてしまつた。そこで夫は八月初からその女給と同棲することになり九月末には妻の兄を呼びつけて妻を離婚する旨申し渡した。妻はこれを以て重大侮辱及び惡意の遺棄として離婚の訴を起した。すると夫の側からも妻の行爲を同居に堪へざる虐待及び重大侮辱として反訴を提起した。裁判所は夫の側の反訴に對しては、「妻ガ夫ヲ自宅ニ連歸リ喧嘩口論ノ際夫ヲ罵り之ニ暴行ヲ加ヘタルコトヲ認メ得ベク、右ハ妻トシテ夫ニ對シ當ヲ得タル處置ナリト謂フヲ得ザルモ……他ノ婦女ト馴染ミテ約一ヶ月殆ド家庭ヲ顧ミザリシ爲、一時的興奮ノ餘此ノ舉ニ出デタルモノト認メ得ラルルヲ以テ未ダ配偶者ニ重大ナル侮辱又ハ同居ニ堪ヘザル虐待ヲ加ヘタリト謂フヲ得ズ」として斥けた。が反対に妻の側の訴に對しては、夫の行爲を以て重大侮辱及び惡意の遺棄に當るとして離婚請求を認め、且つ慰藉料の請求を認めた（昭和十一年廣島地方裁判所判決）。この事件は前に擧げた神奈川縣の蕩兒の例と一寸似てゐるが、しかし事件の内容から言つても法律上の判断から言つても、時勢の移つてゐるといふ感を禁じ得ない。

五

夫の貞操違反が妻に對する「重大ナル侮辱」として離婚原因になる、といふことは勿論法律上の夫婦についてである。では法律上夫婦となつてゐないところの——婚姻の届出未了の——事實上の夫婦即ち内縁夫婦の場合には、夫の貞操違反はいかなる結果を生ずるか。適法の夫婦の場合とほぼ同様であるといへよう。内縁夫婦の間では無論法律上いふところの離婚なるものはないが、離婚に準ぜられるのが内縁解消である。内縁の夫の貞操違反はやはり妻に對する重大侮辱であつて、妻の方から内縁解消、即ち法律的にいへば婚姻豫約解除をすることができる

正當理由となる。また貞操違反者たる夫は、妻に對して重大侮辱を與へて婚姻豫約を不能ならしめたのだから、それについての損害賠償を——多くは慰藉料だが——支拂はねばならぬ。これらることは判例が度々説明してゐることである。

かやうに適法の夫婦にしても、内縁の夫婦にしても、夫の貞操違反は夫婦關係解消の原因となり、また不法行爲ともなる譯である。いはゆる「重大ナル侮辱」は夫の貞操違反を漸次包含してゆくやうに見える。判例のこの傾向は今後も一層展げられてゆくに違ひない。がしかし、判例の平衡運動を以てしても、現在のところでは猶は夫婦の貞操義務は完全に平等の域には達してゐない。少くとも違反に對する民法上の結果は同一でない。夫の貞操違反は或る程度以上にならねば民法上の問題とされない。偶發的貞操違反ではまだ重大侮辱にならぬ。繼續的貞操違反または加重的貞操違反でなければ、それに該當しない。

貞操義務平衡運動は、判例の力を以てしては無論早急にその目的を貫徹することができない。一舉にこれを實現しようとはれば立法の手段によらねばならぬ。その意味での法律改正意見といふものは、先にも述べたやうに、夙くから唱へられてゐる。たまたま今日親族法相續法の全般的改正が企圖されてゐるが、この貞操義務の點を改正案ではいかに扱つてゐるだらうか。改正案は、現行規定の離婚原因「妻ガ姦通ヲ爲シタルトキ」及び「夫ガ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ」を、「妻ニ不貞ノ行爲アリタルトキ」及び「夫ガ著シク不行跡ナルトキ」といふやうに大體改めようとしてゐる。夫婦一律にせず依然として對立的規定である。「不貞ノ行爲」の中には貞操違反が明らかに包含せられようが、「著シキ不行跡」は貞操違反を全部的に包含するとは言へないだらう。してみれば、現在の改正案が立法化された後も、判例上の貞操義務平衡運動は何らかの形で續けられるやうに思はれる。或る學者が「重大ナル侮辱」といふ條文——この規定はどこの國の離婚法にもある——をば、離婚原因の無盡藏の庫だと言つたが、この種の庫をもつともつと開かねばならぬことになるだらう。

美術雑筆

田邊信太郎

五月にはいつて美術團體の定例展覽會のほかに、二三興味のある展覽會が催された。そのうちでも翻期的な企ては、明治大正昭和三聖代の美術名作展覽會である。東京では十年前明治大正の名作展が催されたことがある。それは當時過去六十年にわたる新興日本の、美術上における發展の總決算として注目された展覽會であつたが、今次は當大阪で開催せられて、過去十年の昭和の代表作をつけ加へられたため、その出陳點數も増加してゐる。かゝる企ては美術史の上からみても現代美術についての將來の見透しと、その傾向について反省を求めるところからいつても、意義のふかい展覽會であるといつてよい。

その展覽會は洋畫、日本畫、彫刻、工藝の四部門にわたつてゐたが、工藝と彫刻の二部門は、他の二部門にくらべてはるかに見劣りがする。ことに工藝部門において甚しい。日本畫と洋畫との二部門を比較すれば日本畫部門が堂々たる體容をもつて、正面から畫面に肉迫してゐるにもかゝらず、洋畫部門の畫布にはなほスケッチ寫生を、一步踏越えた程度の作品が多くみだされ、それはいまだ所謂制作といふ段階にまで、すくんでゐない作品である。したがつて洋畫部門が日本畫部門とくらべて、見劣りのすることもやむをえないが、かく見劣りのする洋畫部門の立場はいかなる條件によつて醸しいだされたのか。この展覽會が機會と

なつて提出されたこの課題こそ、現代洋畫家がもつと眞摯に吟味せねばならない問題である。もとよりこの展覽會にあつては日本畫部門と洋畫部門における、畫家と作品との選擇標準、およびその方法のちがひはその一條件として考へられる。しかしかゝる内部的事情よりも一般的な條件として、一應肯定せねばならない條件は、洋畫が日本畫にくらべて傳統がないといふ理由である。したがつてこの理由は日本の洋畫家の側において、その辯護の理由となり得る。しかしその論據として洋畫に傳統がないといはれる場合、それをいかなる意味に解釋すべきか。すなはち傳統がないといふ意味を、研究資料に缺けてゐると解釋すべきか、日本畫と洋畫との美術社會構造がちがつてゐるため、洋畫家にとって條件が不利であるといふ意味なのか、あるいは描畫上の感性について洋畫的な見方が、なほ消化しきられてゐないと解釋すべきか、その意味の解釋のちがひによつて、その回答も自らちがつてこなければならぬ。しかしこの問題は日本洋畫の基本的な課題であつて、こゝでそれにふれる餘裕はない。たゞこの展覽會によつても知りえられるごとく、日本畫には六曲一對といふ廣大な畫面を、實用的な性質をもたせて恣に取扱ひ得る便宜があるといふことは、洋畫の側にであつて、こゝでそれにふれる餘裕はない。たゞこの展覽會によつても知りえられるごとく、日本畫には六曲一對といふ廣大な畫面を、實用的な性質をもたせて恣に取扱ひ得る便宜があるといふことは、洋畫の側に

の不利な條件は所謂制作の段階にまで、自ら躍進せしめる機會を、洋畫家に提供しえない結果となつて、洋畫家のそれへの推進力を阻む原因となる。しかしこの條件を考慮にとりいれても、なほ事實として洋畫部門は、日本畫部門にくらべて見劣りがする。この事実は妥當な批判力をそなへた洋畫家ならば、決してみのがさない事實であり、かつかゝる事實のひきおこつた原因は、その條件はともあれ結論として修練の不足である。

この三聖代をつらぬいた日本美術一般の展覧とくらべて、富田溪仙の遺作展覽會は、たゞへ百二十點の出展があつたとはいへ、その規模大きさにおいて比較にならない。しかしこの遺作展にあつては、五十有餘歳で終つた一畫家の全生涯の畫業がつぶさに展開せられて、彼の愛撫した藝術の至純な制作の意欲の全貌を、一目のもとに理解し得る絶好の機會であつた。直入展に鬱積を感じたわれわれは、この遺作展において彼の清新な感覚に接するをぞえて、はじめて慰められたといつて敢て過言ではない。しかし三聖代名作展と溪仙展について、その個々の作品に基き批判をくだすことは限られた紙數においては不可能である。それゆえ名作展出陳大觀の「夜櫻」と、溪仙出展の「祇園夜櫻」とをこゝでとりあげる。しかしここにこの二人の畫家の各一作品を選択したのは、それが兩畫家の代表作であるといふ理由からではない。むしろこの各作品は各畫家の中位の作品であると信するのであるが、それに興味をひいた理由は、兩作品がきはめて類似した構想によつて描出されてゐることと、他の一理由は類似構想の結果として、それを比較するに便宜があると考へたか

らにすぎない。

はじめに畫幅の大きさをいへば、大觀の夜櫻は六曲一双の大作であつて、溪仙の夜櫻は横長の小幅である。しかしこの二人の畫家の構想はほとんど類同してゐて一連満開の夜櫻數株を前景として、背後には墨一色の丸山がせまり、その夜櫻とあきらかな對照をつくつて夜櫻を浮彫にする役割を果してゐる。かつ夜櫻のあひだには、三箇の篝火を吊懸けて、それに赤い焰をもえたゝせてゐる。それゆえに數株の夜櫻の配列と墨一色の丸山、三箇の篝火の配置の仕方については、大觀と溪仙との夜櫻のあひだになんらの相異がない。かく題材の選擇の仕方と、その構成のために用ひた材料の取扱ひの仕方とについて見るかぎり、この二箇の作畫の上には、ほとんど相異が認められないにもかゝらずこの二人の畫家が作畫上とつた態度、したがつてその結果として表現された効果についてみれば、本質的に異つてゐることが認められねばならない。それゆえこの二箇の作畫は構想において類同しながらも、その藝術意欲としては異なるものであつて、そのちがひを表現の結果たる畫面から検出してみる。この目的のために畫面構造の形式をくらべれば、大觀にあつては夜櫻が画面の大部分をしめてゐるに反して、溪仙の畫面はその主要部分が、墨一色の丸山にあてられてゐて、夜櫻は中央以下の部分につゝましやかに配置されてゐる。もとより大觀が畫面分配の仕方として、夜櫻にその大部分をあてたことは、その意圖が櫻の描出にあることを明示してゐるのであるが、他の角度からみれば、六曲一双といふきはめて構長な畫面を取扱つたため、溪仙のごとく夜櫻を下半部に描出することが、不可能で

あつた必然的結果として理解される。かく大觀の場合には夜櫻が中央主要部に配置され、したがつて丸山の描出部分が縮少された結果、その中央頂上を畫面外にはみたさせてそれを裁断してゐるが、溪仙にあつては天地が高いために、丸山は頂上まで畫面に描出されてゐる。夜空の處理の仕方としては、大觀が比較的淡い藍色の平塗りで仕上げ、それに満月を黃色の平塗りでぬいてゐるに反して、溪仙は夜空を淡墨で塗りつぶして、沈鬱な夜の情趣の表現を計劃してゐる。もとより大觀のこの場合の處理の仕方は、大觀があくまで絢爛な裝飾的効果を目標として畫作りした一指標であるが寫實的といふ角度からみれば、夜櫻と月光とのあひだにはなんらの脈絡がないため不合理である。しかし平塗りの素朴な無技巧さで取扱はれた空と月とは、畫面上で強い在り方を主張してゐないため、裝飾的効果からいへば、夜櫻の華麗さを累加する副次的材料として役だつてゐる。夜櫻はこの二人の畫家のモチーフであるゆえ、その花舞の描出は誇張されてきはめて大きく渓仙にあつては長さ一分位、大觀のは一寸以上におよんでゐるが、その夜櫻についての着彩の仕方は、畫面全局によつて造出される効果の上からして、多少となる仕方によつてゐる。溪仙の場合には空が淡墨で丸山が墨一色である結果、篝火をのぞいては着彩がなく水墨にちかくなるために櫻には比較的濃い紅をさしてゐる。大觀にあつては夜空を藍で取扱ひ、満月を黃色で處理してゐるほか、夜櫻のあひだに松を點綴し、その松葉は鮮麗な綠青で針葉一本宛の重ね描きである。その結果として畫面には鮮麗な賦彩が汎濫し、ここにの場合他の着彩と反映して、墨一色の丸山が強調さ

れて浮出でくる。かゝる畫面全局の賦彩條件よりして大觀の夜櫻は凝視してはじめてそれに含まれた紅が、認めえられる程度の白い着彩であるにすぎない。もとより大觀がかく櫻を取扱つたのは、松の綠青との強い反映によつて、卑俗に陥ることをさけるためであつたとしても、櫻の紅色の實感はこれによつて失はれる嫌ひがある。この缺陷を救ふものは褐色に濃い紅をふくませた花梗と嫩葉の着彩であつて、櫻のうちにひそめられた紅は、これらの周囲の花梗と嫩葉との類色によつて、誘ひだされ得ほのかに示唆される。

かくこの二作畫を比較することによつて、大觀が意識的に豪華な裝飾的効果をくはだてたことが理解せられ、溪仙にあつては裝飾的効果を考慮しながらも、なほ彼の實感たる情趣を忘れてゐないことが知りえられる。かつ溪仙の夜櫻は大正十年彼の四十三歳の作品であつて、米國開催の日本美術院展に出席せられ、大觀のそれはそれより八年遅れた昭和四年、ローマ開催の同展覽會出陳作品である。この二人の畫家が海外の日本畫展出品作品として、ともに夜櫻をえらんでゐることは興味ある事實であるが、大觀の夜櫻が溪仙のそれよりも遅れた作品であるかぎり、その藝術的な意圖について異つてゐるとしても、なほ溪仙の夜櫻が大觀の夜櫻に多大の示唆を與へてゐるといつても過言ではあるまい。しかし溪仙遺作展によつて、彼の畫業が大成にもかづいたとみられるのは四十七八歳以後である。それゆえ彼の「祇園夜櫻」はなほ醇化の度合が高いとはいへないが、彼の晩年の傑作「御室の櫻」の至純な態度は、この夜櫻のうちにすでに看取しえられるであらう。

學内報



六月十三日(日) 午後一時より四時まで

民訴、破産法

山田 正三氏

民 法

石田文次郎氏

六月二十日(日) 午前十時より午後二時半まで

商 法

鳥賀陽然良氏

刑 法

宮本 英脩氏

桑久保海軍大佐講演

神戸學長就任認可

豫て主務省に對し申請中の神戸正雄博士學長並に專門部長就任の件は五月十七日附文部大臣より認可ありたり。

臨時協議員會

臨時協議員會は去る五月二十七日午後五時より新大阪ホテルに於て開催、仁保理事辭任に伴ひ其の後任として神戸學長理事に當選した。

高等試験特別講義

本年度高等試験も期日切迫の折柄、高等試験委員に委嘱し、受験者の爲め左記日割の通り特別講義を天六學舍に於て開催す。

六月六日(日) 午後一時より五時半まで
憲 法 黒田 覚氏
民 法 近藤 英吉氏
財政學 神戸 正雄氏



講師豊岡佐一郎氏逝去

海軍主計大佐桑久保俊次氏は五月二十七日(水)海軍記念日當日午後一時より天六學舍に於て本學専門部生徒の爲に「產業と海軍との關係を照會し軍艦の文化的價値に及ぶ」なる演題の下に一時間半に亘り講演せられた。

本學講師豊岡佐一郎氏は去る五月二十日頃より風邪にて療養中の處、肺炎を併發し同二十五日午後八時遂に逝去せられた。享年四十一。
氏は昭和二年四月より本學講師として専門部文學科並に豫科に於て英語、英文學を擔任し、劇作家として知られ、關西劇壇に貢献する處多大であつた。

同二十七日自宅に於て行はれたる葬儀には本學を代表して柯上豫科長外多數參列弔意を表した。

▽日本社會學會 第十二回大會を五月十五、十六の兩日關西學院大學に於て開催され、本學より岩崎卯教授「帝國貴族院の法律社會學的構成」、三枝樹正道教授「四方物に就て」、大山彦一教授「南洋群島原始社會の社會學的研究」なる研究報告があつた。

経済學會

三月二十八日(日) 天六學舍に於て岩崎卯教授の「政策論一般、就中社會政策學の學問的吟味」に就て、四月二十六日(月) 同學舍に於て加藤金次郎教授の「商店街の構成」、五月二十八日(金) 同學舍に於て中川庸太郎教授の「世界經濟の立體的構造について」の研究報告があつた。尙本年度幹事は河村(宜)西村(勝)兩氏選任された。

移植民政學會

六月六日 天六學舍會議室に於て開催、神商大金田近二教授の「比島獨立問題と日比の經濟的關係」なる研究報告ありたり、出席者山本美越乃博士、大商大淺香、彦根高商田中、島取高農若木、神高商田中、和高商金持、昭和高商高木、關六中村良の諸教授

▽大山彦一教授 社會事業研究六月號に「南進論考」執筆
▽古川 武教授 「國民主義經濟學の基礎理論」を東京叢文閣より出版
▽三谷道慶講師 京都市左京區松ヶ崎森本町九に轉居
▽鈴木周作講師 兵庫縣武庫郡瓦木村下新田字前濱二七九に轉居

▽高田 檜講師 神戶市灘區高羽森二九ノ一に轉居

がくほう抄

校友

大連支部

第十三回秀麗會の記

四月二十日例に依り海務協會食堂に於て開催、新來の松田秀彦君來會し一沫の清新さを一同に與ふ、何等遠慮のないお互校友が自己中心の歴史の寸描に高聲談笑。老も若きも渾然一體となつて語り交はす、當夜の話題の中心は滿洲國、北支の前途或は移民問題が中心をなした。來月の秀麗會は春季總會を兼ねて盛大にやるべきを希望し、最後に意氣軒昂若き學生時代の氣持に立ち返へり腹の底から學歌を高唱し九時半散會す。

(出席者) 高瀬直一、飯田昇、村川保藏、室山守太郎、秀島全治、木村儀八、福部章、今村茂、結城丙太、辰巳輝男、松田秀彦、平井三朗

朝鮮支部

四月二十六日午後六時より京成府南山町二丁目、銀月莊に於て第九回總會を開催し、役員改選をなす。當業生多數出席で閑會前昔話に花が咲く、午後六時三十分開會す。

一、松本支部長より開會の挨拶並當支部の現況を述べ、野田幹事より昭和十一年度會務及會計の報告をなし異議なく承認を得た
二、役員の改選を詰りしに満場一致を以て松本支部長

の重任を決議す

四、幹事は支部長に一任し左記の通り指名決定す
五、井妙邑三上吉隆君の祝電並各地校友の通信を披露

すれば一同拍手し感謝す
六、總會終つて宴會場に入る紀念撮影と松本支部長の挨拶に初まり美妓の御酌と舞妓の舞で、一同和氣藹々として盃を重ね會員の自己紹介から昭和卒業生の元氣な學歌、應援歌、學生歌で母校の隆盛を象徴した

斯して十時關西大學の萬歳を一同三唱し盛會裡で閉會す。

當日出席者二十八名(イロハ順)

伊藤 國雄	伊東 啓一	飯田 守	岩崎 義一
石崎 優二	西村 龍雄	本田 孝一	李範錫
岡本 至徳	鬼村 力一	海野美代一	吉本 肇
高橋 伊平	玉木 豊吉	野田 博	日下部景勝
松本 正寛	松田 清	牧 信清	小堀 児二
江藤 葦七	寺川 三藏	秋山 雪太	崔 鎮
木原 安彦	金昌鉉	三原 景	森井興一郎
千賀 順市	吉田平次郎	寺川 三藏	
幹 事 長	松本 正寛		
幹 事	森井興一郎	崔 鎮	松田 清
幹 事	高橋 伊平	大宰 明	野田 博
幹 事	玉木 豊吉	大川 正雄	伊藤 國雄
幹 事	海野美代一	鬼村 力一	木原 安彦
幹 事	飯田 守	小堀 児二	牧 信清
幹 事	李範錫		

事務所 京城府和泉町一番地、朝鮮精米株式會社

雄叫俱樂部

我々が屢々故郷への憧憬を経験する如く、我等は常に母校講演部へ限りなき愛着を感じる。殊に近來關大講演部の活躍は顯著なる實績を記錄して居るが、我等は更に一倍統制ある積極的支援を遂行せねばならない。オール關大講演部と、その出身者との一の紐帶機關として、且又出身者擔當の親睦機關として「雄叫俱樂部」が生れて茲に四年、今年五月例會は去る五月十一日午後七時より心齋橋明治屋にて開催、講演部長を中心にして、母校の近況を語り、午後十時盛會裡に散會した。



大連校友會

市宇谷野田員會故物 て於に坊本寺王天四月四十二月四の去行執を祭並此の氏説一部一蘇川谷長・廉尾君・郎次波戸一誠谷代ちた故道の其は列前

出席者——岩崎教授、樺木、森原、巨根、小泉、原、水野、木下、清水（以上千里山）、宮本（専一）、溝淵、佐瀬（専二）、鳥津、吉田（准學生）

尙未入會の各君は此際御賛同を希望する。

申込は南區内安堂寺町一、樺木信雄迄

動 靜

(芦根謹)

末松 正行君(推) 松江地方裁判所長より高知

地方裁判所長に轉任、住所高知市丸ノ内七官舎

松島武三郎君(大二專經) 大阪商船會社高千穂丸事務

長より同社内臺輪絡船高砂丸事務長に轉任

松井 信一君(大六專經) 大阪毎日新聞社調査部より

西部總局に轉勤、住所門司市丸山町三丁目

六月一日舉行された大阪市會議員選舉に於て當選された校友は左の諸氏である。

濱田 昌尾君(推) 橋本民三郎君(大六專法)

田中 藤作君(大二專法) 滝川 執君(昭四三專法)

竹ノ内 勇君(推) 名越民次郎君(推)

宮地 敬君(昭七〇專法) 龍山騎兵第二十八聯隊除隊、
蜜素肥料販賣會社京城支店(南大門通二、千代田
ビル)に勤務 住所京城府林町三四、松井三造方

本郷藤一郎君(昭八專法) 神戸岡崎銀行を辭し、大和

鐵工所(旭區赤川町一六七二)に勤務

選す

(舊) (新)
東京 藤田 哲夫 (昭五專商)
大阪 鎌田 良夫 (昭八專二法)
東京 赤井 定雄 (昭八專一法)
(昭四專商) 赤尾 六三郎 武藤 六三郎
(昭五專商) 濱田 準一郎 山脇 準一郎
(昭八專法) 岩橋 清 岩橋 清
(昭九專一法) 野村 次夫 鳴田 次夫

改 姓 名

◎左記諸君はこのたび司法官試補に任命された
龜谷 富藏君(昭一〇專二法) 警部補に任じ築港署へ
梅田 茂君(大二專經) 名古屋新聞社理事を辭し、尾崎 幸一君(昭二二專二法) 警部補に任じ阿部野署へ
夕刊大阪新聞社並に日本工業新聞社理事に就任
星田 九一君(大二三專法) 警部補に任じ大阪府刑事課
住所兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾西開二八

勤務地
廣島 吉田治良吉 (昭五專法)
京都 北元正勝 (昭八專法)
仙臺 竹内猛 (昭八專二法)
東京 藤田哲夫 (昭八專二法)
大阪 鎌田良夫 (昭八專二法)
東京 赤井定雄 (昭八專一法)

胡内(舊名正松) 國裕君(大八專法) 奈良縣警部より地方警視に任命され、奈良縣八木署長に轉補
中川八百八君(大九專法) 布施署長より豊中署長に任命され、奈良縣八木署長に轉補
田中 西藏君(大一〇專法) 地方警視、天滿署長として二十年間大阪の警察界に盡し、警官功勞章を受けられた同君は今回文部大臣秘書官に任命された

高洲 義郎君(昭九專二法) 大阪遞信局用品課庶務係を辭し、大阪市財務部に勤務
祐保 吉次君(昭九專二法) 兵庫縣御影警察署、住所神戸市灘區記田町一丁目六
兼船場署勤務

篠原 博君(大二專商) 昭和十二年五月十五日
宮地 憲式君(昭八專二法) 滿洲國三江省湯原縣參事官として勤務中の處、五月十八日朝、縣城に來襲したる匪賊と交戦重傷を負ひ、陸軍病院に收容手當を受けたるも遂に永眠す。因みに同君は元大阪府警部補として今宮、曾根崎、玉造を歴任し後、滿洲國官吏に轉任したものである。

尙開覽室に新聞紙に本會より「基督教

世界」その他基督教關係新聞を備付けて居ります。

(千里山、K記)

佛教青年會（千里山）

第七回全日本佛教青年會聯盟は新綠映

ゆる去る五月一日、二日の兩日、名古屋市公會堂にて未曾有の盛況の裡に開催された。此の日集まるもの、先づシヤム、

インド、イギリス、満洲、北支、イタリ

ーの各國の代表者を來賓として、全國各地から參集した若き佛徒は實に二千名を

數へ、大聖釋尊の大法を高らかに顯揚し

て佛教青年の意氣を中外に示し、限り無

き佛天の冥助の下に篤敬三寶を仰ぎ無事終了した。

本學より大阪學生聯盟代表として、宮下隆慈、田中敏衛の二名が出席して、左の議案を聯盟總會に提出し、之の可決を見たのである。

議案第六號
全聯の名に於て師範學校、高等專門學校以上の學校に「佛教概論課」を設置方文部省へ要望の件

(右議案は「佛教概論科」と訂正して可決)

夏季總會開催

五月二十四日（月曜日）午後七時より心齋橋森永キヤンデーストアにて夏季總

當夜の決議案は主なる事としては會を行つた。

出席者は左の通り（順序不同）

三枝樹正道先生、宮下隆慈、田中敏衛、石原大道、賴尊公俊、堀口尚、田中保夫、西田元亮、阪井正太郎、村中新一、八卷龍學立川忠夫、の十二名

原大道、賴尊公俊、堀口尚、田中保夫、西田元亮、阪井正太郎、村中新一、八卷龍學立川忠夫、の十二名

一、機關紙三歸發行に關する件

二、佛刹巡拜の件（年三回）

三、テキスト研究の件

四、學內講演會及學外講演會の件

五、大學祭に於ける催物に關する件

六、追悼會の件

東亞研究會

四月三十日本年度第一回總會兼新生歡迎會を晚春のネオノ瞬く心齋橋森水に開催した。會結成以來非常なる御援助を下さる大山先生支那語講座を擔當して下さいました。

さる奥平商大教授を始め約三十名、千里山の江藤、小鹿兩先輩並に野呂先輩を加へ盛大に開かれた。自己紹介終つて明

るきシャンデリヤの下に一同樂しく晩餐

を共した。會牛に本年創刊の研究會々誌の誌名の投票を行ひ開票の結果大山、野

呂兩氏の「東光」が當選、愈々創刊號は「東光」と云ふ名を以て輝しき第一歩を踏み出すことになつたのである。

會は進んで石田君の詩吟、自稱山賊嘉平川、藤塚兩君の拍手、保崎君の應援歌

最後に學歌、學生歌を聲高らかに合唱書

春の感激の間に終りを告げたのであつた

愈々研究會も結束を固め毎月一回は座談會を開催一路主旨の貫徹に邁進せんと

して居る。

(専門部高橋記)

商業研究會（専門部一部）

更に本會は常に學究的方面のみならず、體育的方面をも考慮し清新の氣横溢

てより既に半星霜、茲に確固不拔の地歩を確立し着々其目的に向つて事業を遂行し革新に次ぐ革新今や對社會的認識を是正し、關大文化建設への一大役割を演じ

つゝ更に本會は常に學究的方面のみならず、體育的方面をも考慮し清新の氣横溢せる明朗なる學園生活の眞義を味はんとする。

本會は四月下旬大毎を始めとして手形交換所、コーヒ製造所、大日本麥酒、大阪放送局、日本生命等の六ヶ所の見學を

断行し共通的に痛感した點は「勞働の機械化」であり、その機械が如何に精審であるか、その爲如何に多くの失職者を見たるか、例へば保險會社に於て計算は凡

て機械を以てしそれが非常に正確に然も短時間に行はれ爲に、失職せし人數は二千に昇るとの事である。斯々の如く如何に現代資本主義が機械萬能であるかど此

る企業が合理的に運行せられてゐるが苦人は現實に見聞し誤れる認識の一端を是正し得た事は誠に救果的である。

今後の方針に就いては、六月上旬倉庫

税關を始めとして各種重要產業部門の代表會社、工場を出來得る限り多數見學し、認識擴大に努め六月中旬には機關誌

「商業研究」第二號を發行すべく準備中である、而して體育的方面については月一、二期の「ビクニツク會」を開催し大いに浩然の氣を養はんとす。蓋し天六學會に學ぶ吾人に取りては不可缺と考ぶる故なり又他面會員相互の益々親密不外離を企圖せるなればなり。

甚だ概略的乍ら本會の事業經過並びに將來の方針を述べ、全學徒の本會に對する再認識を要求すると共に真摯なる學結論とす、眞劍なる學生諸士の入會を希望する。入會希望者は確固たる信念の保持者にして入會申込出を提出の上幹事會の決議に依り可否を決す、(前川生)

辯論部（専門部一部）

櫻花散り盡し、新綠幕ふの時に當り、來るべき國家を指導する新進氣鋭の部員

を迎へた我が辯論部は、眞面の大瀧をながめ果ては「たから亭」にて懇親會を開催す。懇談盡きる時を知らず、部長古川

教授を初め、顧問武田教授と共に昭和十二年度辯論部進出に邁進せん事誓ふ。

弘之、西井大二

この英氣あつてか、去る五月二十三日

奈良縣人會

(日) 午後正六時より、港區辰巳町市岡

會館にて、新學期第一聲を擧げたるとこ
ろ、聽衆七八百人、立錐の餘地だになき
光景に出逢ひ、我々辯論部員は之れに對
する事と政治、經濟、將來思想の各般に
亘り、學生辯論の使命を全うすることに
努力した次第である。

主なる「プログラム」を左に掲げば、

一、開會の辭

商科 石田俊夫

一、挨拶

天六學友金委員長

一、國民協力の力

法科 富永觀夫

一、挨拶

辯論部總務

一、政界を熟視して國民に訴ふ

牛尾正人

一、思想的歸趣に迷ふ祖國日本

法科 高松靜男

一、挨拶

本學教授 古川武先生

一、閉會の辭

法科 奥野弘之

來るべき昭和十二年六月十三日(日)

第二十三回全國大學高專辯論大會を、關

西大學學部講演部並びに第一部、第二部
兩辯論部、三部合併主催のもとに開催せ
んとする 出演辯士次の如し、

牛尾正人、高松靜男、古城勇一、奥野
弘之、西井大二

幾多賢命なる諸先輩の御盡力に依り、
眞に意義ある頗るしき吾々史蹟と櫻の大
和に鄉を同じくする大和縣人會が設立さ
れてより此處に數年を経んとしてゐる。
此の間一時の中絶のありたるは甚だ遺憾
とする所であるが、今回専門部一部三學
年在學中の一同が發起となり、此處に奈
良縣人會を盛大に再興したのである。

新學年早々の事であり、準備があまり

に順調に運んだ爲に先輩諸氏を招くこと

も出來ず、學内だけで盛會に再興初の總

會を開催した。今後は先輩諸氏とも大い

に聯絡を保ち名實共に内容を充實して、

大いに關大和人の發展を期することとなつた。此處に諸先輩ならびに在學奈良

縣人の絶大なる御支持と御援助を御願ひ

する次第である。

再興最初の奈良縣人會總會、於上本町
六丁目「いづもや」四月二十四日(土)

午後六時より開會、盛會裡に午後十時過

散會す、

(出席者)

西村勝太郎先生、大西、島田、生田、
阪本、山口、瀧谷、石田、大原、山本、
西村、深井、井上、森田、梅木、片岡

牛尾正人、高松靜男、古城勇一、奥野

弘之、西井大二

新入生歡迎會

(專門部一部)

俳句部 (專門部一部)

五月八日、絶好の行樂日和に恵まれ當

日參加人員四百數十名は午前八時、天保

山より洲本直航天女丸に便乗して一路洲

本へと向つた。

午前十時卅分洲本に着くや直ちに公會

堂に赴き、午前十一時先づ森宗副委員長

「淡路島かよふ千島の鳴く聲に……」

と冒頭して淡路の歴史及び情緒継続たる

洲本の紹介に及べば、萬場どつとばかり

に沸き立ち、續いて富永委員長立つて心

からなる歓迎の挨拶を述べて降壇すれば

早くも交歎の氣氛場に溢れ、續いて河村

教授は「飽迄学生らしい態度で本日を意

義あらしめる様」と結び、委員長、副委

員長の餘りにも和やかな情緒の紹介に流

石學生主事の片鱗を覗かせて軽く酬ひ、

次に懸望されるが儘に和田教授は、講義

ぱりの特異な發音に適宜專門の法律用語

を混ぜ、教授闇從行の意義を、歡迎の立

場より、或は監督の立場より巧なゼスチ

ュアートとウイットで表明續いて阪日淡路

町主事は之又巧な話術で「皆さんの若々

しい青春の精神的ホルモンをつき込んで

此の古い町を若返らせて欲しいと事更精

神的ホルモンなる語を強調して割れるが

如き拍手の裡に降壇、漸く空腹を覺へた

俳句部 (專門部一部)

五月例會

五月五日(水)於長柄國分寺

風薰り婦人煙草を水に捨つ
葉櫻にたつきの汗は冷えて青し

五月五日(水)於長柄國分寺

白文地

の豫科健兒は、海路遙かに赤穂の地を訪ねんとて、未だ朝靄の晴れやらぬ街の鑿路を、何を語るもなく唯想像の樂しさに默々と大阪港へ足を速めた。

早くも一日の活動を始めてゐる大阪港肌寒い潮風が絶え間なく吹き來つて、遙かに見やる沖合では、唯一色、空も水もけじめのつかない灰色で覆はれてゐた。

やがて乗船の時間が來た。そしてエキゾティックなドラの音が續く、我等が攝州丸は繩を解いて、徐ろに大棧橋を後にした。

右舷遙かに懷しい六甲の翠壁が見え始めた。何時の間にか鶴が晴れて、美しい青空さへも其處此處に見え出した。快い陽の光がこの上もなく私達を喜ばして呉れた。

一眸十里、煙突の林立した阪神地方の海岸線。華やかに輝いた海の面に、真受けの朝暉に映えてさながら焰の様に眞紅に燃え乍ら浮んでゐる漁舟。更に首を回らして南方を望めば、あの舷側に淘去し淘來する黒潮のうねり。

椰子樹の根を洗ひ、異國の岸を喰む汪洋の波濤、海の持つ底知れぬ祕密と偉大さを満喫した私達は、甲板に坐し、船房に籠つて、銘々に、遊戯に、雜談に瞑想にと旅の前途を楽しんだのであつた。

山々が薄く浮んだ。船は今明石海峡にさしかゝったのであらふ。美しくも續く須磨の浦、舞子の演。來ぬ人を松帆の浦の朝風は短夜の名残りを乳色の狹霧に留めて、こよなき詩趣を漂はせてゐた。

屋島が見え始めた時は既に正午を過ぎて居た。美しい水、快い風、陽の光、我等が攝州丸は何物かに吸ひ寄せられるかの様に眞帆片帆の中を分けて、ひたすら西へ／＼と急ぐ。自演、節磨、網干の岸々、其の背後には播磨の諸山が、その優

美な姿を美しく晴れ上つた初夏の空にクッキリと反映してゐた。

赤穂御崎海岸に着いたのは午後一時半私達は悦びに満ちた足どりも軽く上陸した。さアこれから義士の國、赤穂の町を訪れるのだ！

折柄、吹くとしもなきそよ風に、岸邊の樹々は梢を鳴らして、我等とともに今日の悦びを歌はんとしてゐる。

塩田の大きさ！ 實際に眺めて見なければ一寸想像の出来ない廣さであつた。

我々の日常生活から、一日も離す事の出来ない食塩の製造場。あの美しい純白の塩も、この無風流の塩田から生れて来る

のかと考へると、埃及っぽい殺風景な砂浜に立つて、尊い一生涯を製塩といふ事業の爲に捧げて與れるこれらの人々に對して、私等都會人は、一體なんと言つてお禮を言へばよいのだらぶか？

何時しか打ち續く塩田の中をも抜け切つて、赤穂の町へ入つて行つた。道は狭くて汚なかつた。家は低くて古びてゐたけれど共、其の赤穂の町も四十七義士の燐然たる姿を背景にして考へる時、それは一種言ふべからざる力を以て我々に迫つて來るのだ。それは我々現代人の血の中に、猶元祿人の血が流れてゐるからに外ならない。彼等の義憤はそのまま我々の義憤であり、彼等の誠忠の心は今尚昔人の胸中に充ちてゐるからである。年は流れ幾百年。花岳寺の墓石歲に苦むしてある。

赤穂の城また古への面影なけれど、彼等が一念はこの古城のほとりに停りて、今は空しき城趾には、赤穂中學校が建てられて居る。國破れて山河あり、城春にして、一入懷慕の情を深からしむ。まれの中に浮んだ泡沫の一つに過ぎなかつた。

盛衰は常に人生の姿であり、命である今は空しき城趾には、赤穂中學校が建てられて居る。國破れて山河あり、城春にして草木深しとか。古城天守の跡なりと傳へられるそのあたりには、先人の雄々しき夢にも劣らず、元氣な若人達の姿があり、聲がある。

君よ、暫し歩みを停めて聞き給はずやよしや興敗落葉の歎、一入身にしみて新しい寒さを呼びおこされても、あはれゆ

ゞ様な境内の一隅に、主君長矩侯の墓標を中にして、静かにも物さびた姿で立つて居る四十有七の墓石。あゝ、冲天の義心躍々として禁ふる能はず、天下をしてその壯舉に耳目を歎たしめし者、一度無常の嵐に誘はれては、苔塔墓陰、盈尺の地を護つて寂然として聲なし。

最後の目的地、赤穂城趾に辿り着いた先づ拜すは大石神社である。二十分の休憩時間を利用して其の附近を逍遙する。城の内外に散在する義士宅跡、山鹿素行の銅像にも、その近傍のカソノ石にも追慕の想ひはいよ／＼深かめられた。

明治初期、赤穂城は亡んだ。建城以來三百 年、その間數々の戦史と傳説とに富むこの城も、所詮は時代といふ大きな流れの中に浮んだ泡沫の一つに過ぎなかつた。

盛衰は常に人生の姿であり、命である今は空しき城趾には、赤穂中學校が建てられて居る。國破れて山河あり、城春にして草木深しとか。古城天守の跡なりと傳へられるそのあたりには、先人の雄々しき夢にも劣らず、元氣な若人達の姿があり、聲がある。

朝 冷 選



汗ばみて座れば蜥蜴草に入り
曾我部正義

みさよぎの簪目正し春光に

梅田 瞳星

谷清水掬する顔に蝶の來し

神風凱旋

胸おどる翼追ふ眸に五月雨の

山口 羊丘

雲白し青葉はひそと窓を窄む

海鳴りの夕したしく夢熟るゝ

神風歸還

眸は雨の裏を追うて人徂かず

朝明き薄は夢の濡れてゐる

大芝紫雲兒

霖雨降り卒へし學舎の若葉戀ふ

鳴頭 富王

星が降るビヤーカップに椰子の葉に

屋上の椰子に星降リビヤーホール

岸 風三樓

つばくろや阿波の古徑水を打つ

すかんぼを噛めば日輪落つるさま

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

宮北口、甲陽莊内

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

宮北口、甲陽莊内

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

岐阜市八ツ寺

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 基藏君(昭二 専經)

兵庫阪急西

馬場 弘道君(大六 専商)

東成區勝山通

室山宇太郎君(大四 専商)

大連市龍田町

一 一一

武藤六三郎君(昭四 専經)

教關西大授 正井敬次著

金融論研究

第一册 定價一紙數一六〇頁
菊判並製
冊送料拾錢

◆新刊◆

廣き意味にての貨幣學の一分科としての金融論なるものは、本書の著者によれば、其は商品流通理論に對する資金流通理論に他ならぬ。斯の如き立場の下に、著者に於ては金融論が、金融經濟の基礎理論、資金形成の理論、貯蓄と投資、金利の研究、金融と景氣變動、我國の金融市場の六つの章の下に、一の体系をもつた資金流通理論として叙述せらるべく企てられてゐるのであるが、まず其第一分冊たる本書に於ては、右各章の中の初の三つの章が收められてゐる。即ち本書に於ては、その第一章に於て金融經濟及び資金そのものゝ性質と、資金の需要供給及び其結果としての利子の問題が概念的に説明せられ、第二章に於ては資金の發生又は成立が消費者貯蓄・生産者貯蓄・銀行給用等の各々の方面よりして研究せられ、第三章に於ては資金と財の生産との關係が問題とせられてゐる。

ゾムバルト原著 ◆ 國民經濟學と社會學 ◆ 定價貳拾五錢
宇治伊之助邦譯 ◆ 定價貳拾五錢
送料四

株式會社 同大院書院
前學大央中臺河駿京東
番八三二一八京東替振電
番八二二二田神話電
大振電
阪替話
北阪北
梅田九一六七
新二三二道番番番
一五三一區北

家の 一般建築



電話の月拂
十二圓より

(五ヶ年完済)

呈贈營業案内

ハガキにて本誌見た旨御記入御申込次第贈呈致します

營業所

本店 神戸市灘区紀田町成園上石屋電停前 電話御影二五五五六七一

東京總營業所		東京市京橋區銀座七丁目三番地	
同 別 館		東京市京橋區銀座七丁目五番地	
東京日本橋支店	東京市日本橋區通二丁目	電話日本橋二九〇	電話銀座六七一九
東京新宿支店	東京市四谷區新宿二丁目電停前	電話四谷一三九九	同前
東京五反田支店	東京市品川區五反田五丁目一九	電話五反田五六五三	電話銀座五六五
東京雷門支店	東京市淺草區雷門一丁目三二ノ四	電話淺草四二八一六	電話銀座四二八一六
東京赤羽支店	東京市王子區赤羽町一丁目三〇〇	電話赤羽二五九五	電話銀座二五九五
千葉支店	千葉市吾妻町二丁目一〇五	電話千葉九二一	同前
横濱支店	橫濱市中區羽衣町二丁目四二	電話橫濱六六一	同前
靜岡支店	靜岡市南晉町二丁目一三番地	電話靜岡九二五	同前
名古屋支店	名古屋市中區鏡球町一丁目二四	電話中四一八九	同前
京都支店	京都市下京區烏丸通松原下ル西側	電話下京大三四二	同前
大阪支店	大阪市南區御堂筋五番丁四二ノ二九	電話御堂筋五二七四	同前
大阪天保支店	大阪市西區天保町一丁目一一番地	電話天保町四三三三	同前
大阪天六支店	大阪市北區天六町一二番地	電話天六三六五三	同前
大阪東支店	大阪市天王寺區寺田町電交南	電話天王寺六五〇九	同前
大阪今里支店	大阪市東成區今里町六九七	電話南常四四二二	同前
大阪泉州支店	大阪府下北郡大津町多九九二	電話大津六一七	同前
神戸支店	神戸市灘東區多聞通七丁目九番地	電話灘東三六五三	同前
小倉支店	小倉市大坂町九丁目一二六	電話小倉一五三	同前
福岡支店	福岡市上東町二番地	電話福岡二五〇八	同前

工施計設築建 社會式株物建話電本曰

保善尾平長社